

令和 4 年

大和市議会第 1 回定例会議案書

目 次

ページ

議案第 1 号	大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 2 号	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第 3 号	大和市手数料条例の一部を改正する条例について	7
議案第 4 号	大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 5 号	大和市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	15
議案第 6 号	令和 3 年度大和市一般会計補正予算（第 1 1 号） （以下、議案第 1 8 号まで別冊のとおり。）	
議案第 7 号	令和 3 年度大和市一般会計補正予算（第 1 2 号）	
議案第 8 号	令和 3 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 9 号	令和 3 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 0 号	令和 3 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 1 号	令和 3 年度大和市病院事業会計補正予算（第 2 号）	
議案第 1 2 号	令和 3 年度大和市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 1 3 号	令和 4 年度大和市一般会計予算	
議案第 1 4 号	令和 4 年度大和市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 1 5 号	令和 4 年度大和市介護保険事業特別会計予算	
議案第 1 6 号	令和 4 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第 1 7 号	令和 4 年度大和市病院事業会計予算	
議案第 1 8 号	令和 4 年度大和市下水道事業会計予算	

議案第1号

大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、本市職員の育児休業等についての改正を行いたい必要による。

大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和市職員の育児休業等に関する条例（平成４年大和市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第８条中「昇給日（大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和４０年大和市規則第８号）第１９条に規定する昇給日をいう。）」を「規則で定める昇給日」に改める。

第１９条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第２０条第２項中「大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年大和市規則第９号）別表第４第１３号に規定する」を「規則で定める」に改める。

第２３条を第２５条とし、第２２条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２３条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２４条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第2号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、救急勤務医手当及び専門看護等手当の改正等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自宅待機をしていた医師が第15条第1項第3号に掲げる業務に従事した場合は、自宅待機手当を支給しない。

第15条第1項各号中「おいて、」を「おける」に改め、「に従事したとき。」を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 勤務時間（正規の勤務時間及び正規の勤務時間を超えて命ぜられた勤務時間をいい、休憩時間を含む。）以外に緊急の呼出しを受けて行った救急診療業務（前2号に掲げる業務及び管理職緊急呼出手当の支給対象となる業務を除く。）

第15条第2項各号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる業務 勤務1回につき 10,000円

第17条第1項中「又は認定看護師」を「若しくは認定看護師」に改め、「看護師」の次に「又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に掲げる特定行為研修のうち市長が別に定めるもの（第3号において単に「特定行為研修」という。）を修了した看護師」を加え、「認定を受けた専門看護分野に係る業務（次項において「専門看護業務」という。）又は認定看護分野に係る業務（次項において「認定看護業務」という。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 認定を受けた専門看護分野に係る業務（次項において「専門看護業務」という。）
(2) 認定を受けた認定看護分野に係る業務（次項において「認定看護業務」という。）
(3) 修了した特定行為研修に係る保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に掲げる特定行為を行う業務（次項において「特定行為業務」という。）

第17条第2項に次の1号を加える。

- (3) 特定行為業務 日額 3,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第1項第3号及び第2項第3号の規定は、施行日以後に開始した

救急診療業務について適用する。

- 3 改正後の第17条第1項第3号及び第2項第3号の規定は、施行日以後に従事した特定行為業務について適用する。

議案第3号

大和市手数料条例の一部を改正する条例について

大和市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、電子情報処理組織を使用する方法による証明等の交付の申請又は請求に係る送付に要する費用を定める改正等を行いたい必要による。

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「よる」の次に「申請又は」を加え、同条中「を郵便又は」を「（以下「証明等」という。）の交付を郵便若しくは」に、「により」を「又は大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請し、又は」に、「返送」を「当該証明等の送付」に改める。

別表諸証明、写しの交付及び閲覧関係の表第1号中「交付申請手数料」を「交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（大和市印鑑条例の一部改正）

2 大和市印鑑条例（昭和51年大和市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、登録者（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されている者に限る。次項において「利用者証明利用者である登録者」という。）が本人の印鑑登録の証明書の交付申請をしようとするときは、個人番号カードを市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に認証させ、かつ、規則で定める暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録の証の添付に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者証明利用者である登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録の証明書の交付を市長に申請することができる。この場合においては、印鑑登録の証を添えることを要しない。

（1）個人番号カードを市長が別に定める多機能端末に認証させ、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

（2）大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大

和市条例第25号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、規則で定める暗証番号及び必要事項を入力する方法

第16条中「及び第18条第3項」を削り、「印鑑登録の証」の次に「(同条第2項及び第3項の場合を除く。)」を加える。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

議案第4号

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、消防団員の出動等に係る報酬を定める改正等を行いたい必要による。

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和41年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの条例による改正前の大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例第12条に規定する職務に従事した場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第68号を次のように改める。

68	消防団の 役員及び 団員	団長	年額	127,000	
		副団長	年額	101,000	
		分団長	年額	82,000	
		副分団長	年額	57,000	
		部長	年額	51,000	
		班長	年額	44,500	
		団員	年額	41,500	
			日額	水火災又は地震等の災害に出動した場合	勤務時間が4時間以上のとき 8,000 勤務時間が4時間未満のとき 4,000
		警戒、訓練等に従事した場合	3,000		

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

例別表第68号の規定は、施行日以後に水火災若しくは地震等の災害に出動し、又は警戒、訓練等に従事した場合について適用する。

議案第5号

大和市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
大和市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和市消防団員等公務災害補償条例（平成20年大和市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。